

(仮称)千代田区債権管理条例素案

(目的)

- 1 千代田区（以下「区」といいます。）の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定め、その適正化を図ることを目的とします。

(定義)

- 2 債権を分類し、条例中の用語を定義します。
 - (1) 区の債権 金銭の給付を目的とする区の権利（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 240 条第 4 項第 3 号から第 8 号までに規定する債権を除く。）をいいます。
 - (2) 私債権 区の債権のうち、公債権（法第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 1 条第 1 項第 4 号に規定する地方税（以下「地方税」といいます。）に係る債権をいいます。）以外のものをいいます。
 - (3) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権（法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権及び地方税に係る債権）以外のものをいいます。
 - (4) 私債権等 区の債権のうち、私債権及び非強制徴収公債権をいいます。

(法令等との関係)

- 3 区の債権の管理に関する事務の処理について、法令又は条例若しくはこれに基づく規則に特別の定め（以下「法令等」といいます。）がある場合は、法令等の規定が優先することを定めます。

(区長の責務)

- 4 区長は、法令等の規定に基づき、適切かつ効率的に区の債権を管理する責務があることを定めます。

(台帳の整備)

- 5 区の債権を適正に管理するために、条例で台帳を整備することを定めます。

(徴収停止)

- 6 債務者が著しい生活困窮状態で回収困難な場合は、債権回収を停止できる事項を定めます。

(放棄)

- 7 私債権等について、今後、回収が不能又は不相当と判断される場合には、債権を放棄することができることを定めます。具体的な要件は、以下のとおりです。
 - (1) 債務者が著しい生活困窮状態にあって、資力の回復が困難で履行される見込みがない場合
 - (2) 破産法その他の法令の規定によりその責任を免れた場合
 - (3) 消滅時効に係る時効期間が満了した場合
 - (4) 強制執行の手続をとっても全額回収できず、債務者が無資力等の状態で完全に履行される見込みがない場合
 - (5) 徴収停止の措置をとって、1 年を経過しても、債務者が無資力等の状態で履行される見込みがない場合
 - (6) 債務者が死亡、失踪、行方不明等で履行される見込みがない場合

(委任)

- 8 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定めることを規定します。